

⚠️ ご注意ください！

本年12月2日から現行の健康保険証は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカードをご利用ください

マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
→利用登録は窓口（カードリーダー）でできます



とっても
簡単！

マイナンバーカード

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



2

本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

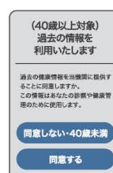


or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。



※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・同意をお願いします。

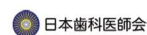
4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



※正確な情報を取得・活用するため、**診察前の受付時に**
マイナ保険証による登録のご協力をお願いします。

利用申込受付中！

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



どんないいことがあるの？

より良い医療が 可能に！

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



カードリーダーのある
医療機関等でマイナ保険証を
利用したとき、初診料等が
低くなる！
さらに、災害時にも利用可能！

自身の健康管理に 役立つ！

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



オンラインで医療費控除が より簡単に！

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



健康保険証として ずっと使える！

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。

手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。